事 務 連 絡 令和5年8月3日

一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会 各生活衛生同業組合連合会

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第101号)が本日公布されたことに伴い、別添のとおり、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長宛てに通知しましたので、貴団体におかれましては、ご了知の上、下記の留意事項とともに、傘下団体に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 譲渡人は、事業譲渡を行おうとする場合は、可能な限り、都道府県知事等(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)にあらかじめ相談すること。 この場合において、譲渡人は、必要に応じて譲受人と連携し、都道府県知事等に対し、 事業譲渡後の衛生管理や事業の方針等の説明を適切に行うこと。
- 2 譲受人は、営業における衛生管理に関する一義的な責任を有していることから、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保することが重要であることを認識すること。
- 3 譲受人は、譲渡人が営業の許可を受け、又は届出を行った際(変更があった場合には変更の届出を行った際)に提出した図面その他の書類の控えを適切に管理しておく必要があること。

以上